

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部大磯町総合計画審議会の項中「14人」を「15人」に改め、同部大磯町地域公共交通会議の項中「第183号）」の次に「及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」を加え、同部大磯町スポーツ推進審議会の項の次に次のように加える。

大磯町スポーツ健康会議	スポーツ健康増進計画の策定及び健康づくりに関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	15人以内
-------------	---	-------

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表スポーツ推進審議会委員の項の次に次のように加える。

スポーツ健康会議委員	日額 6,500円	同上
------------	-----------	----

平成28年2月16日提出

大磯町長 中 崎 久 雄